

組合規約の一部変更について(高額医療費貸付の廃止)

高額療養費制度により貸付を希望する人がいないため、高額医療費貸付を廃止する。規約の一部変更について、下記のとおり関東信越厚生局長の認可を得たので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告する。

令和7年12月19日

HOYA健康保険組合  
理事長 中川知子

記

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1. 廃止した規約名 | 高額医療費貸付      |
| 2. 施行年月日   | 令和7年10月1日    |
| 3. 認可番号    | 関厚発0910-第48号 |
| 4. 認可の日    | 令和7年9月10日    |

以 上